保 医 発 1 0 3 1 第 1 号 平 成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

> 厚生 労働 省保 険 局 医 療 課 長 ( 公 印 省 略 ) 厚生労働省保険局歯科医療管理官

> > 略 )

(公印省

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成29年11月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願い いたします。

記

1 別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D 0 1 2 (50)中「の目的で行われた場合にのみ」 を「を目的としてウエスタンブロット法又はラインブロット法により行った場合に」 に改める。 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改 正 後	現 行
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)~(49) (略) (50) 「52」のHTLV‐ 抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」 のHTLV‐ 抗体定性、半定量又は「32」のHTLV‐ 抗体によって陽性が確認された症例について、確定診断 <u>を目的としてウエスタンブロット法又はラインブロット法により行った場合に</u> 算定する。 (51)・(52) (略)	によって陽性が確認された症例について、確定診断 <u>の目的で行わ</u>